ここに紹介する平成28年度の個別 指導指摘事項(歯科)は、長野県保険 医協会が個別指導関係行政文書の開示 請求で得た関東信越厚生局長野事務所 分の歯科の医療機関に対する個別指導 結果通知の内容を項目ごとに整理した もの。今回で最終回となる。(なお、 末尾の*印は2件以上を示す)

I 診療内容等に関する事項 14. 歯冠修復・欠損補綴 (続き)

- (9) ポンティック
- ② 算定要件を満たさないポンティックを算定していたので改めること。

ア 鋳造ポンティックを金属裏装ポンティックで算定していた例(返還金事例)

(10) 有床義歯

① 残根歯に対して根面被覆処置が完 了できずに有床義歯を製作した場合に おいて、診療録のその理由の記載が不 十分な例が認められたので適切に記載 すること。

28年度 歯科

個別指導指摘事項《7》

(11) 有床義歯修理

- ① 有床義歯修理の歯科技工加算において、以下の不適切な例が認められたので改めること。
- ア 診療録に歯科医師が歯科技工士 に指示した修理内容の要点の記載が 不正確な例が認められたので適切に 記載すること。
- ② 診療録の修理内容の要点の記載に以下の不適切な例が認められたので適切に記載すること。

ア 不十分な例 *

イ 具体性を欠く不十分な例

- ③ 算定要件を満たさない有床義歯修理を算定していたので改めること。(返還金事例)
 - ア 診療録に修理内容の要点の記載がない例

現物給付方式 対象範囲一覧

8月から開始される福祉医療費の現 物給付方式について、各市町村の対象 範囲と受給者負担金を表にまとめた。 本紙4面の現物給付方式の概要と併せて、今後始まる現物給付方式の参考にしていただきたい。

対象範囲	受給者負担	市町村名	数
20 歳未満(* 1) (4)	なし	栄村	1
	300 円	木祖村	1
	500 円	箕輪町、山之内町	2
18 歳 (51)	なし	長和町、原村、飯島町、中川村、 宮田村、平谷村、天龍村、木 曽町	8
	300円	小海町、南牧村、南相木村、 富士見町、松川町、阿南町、 阿智村、根羽村、売木村、喬 木村、豊丘村、大鹿村、南木 曽町、小布施町	14
	500 円	飯田市、小諸市、佐久市、佐 久穂町、川上村、北相木村、 軽井沢町、御代田町、立科町、 青木村、下諏訪町、辰野町、 南箕輪村、高森町、上松町、 大桑村、麻績村、生坂村、築 北村、池田町、松川村、白馬村、 小谷村、坂城町、高山村、、木 島平村、信濃町、飯綱町、小 川村	29
15 歳:現物給付	300円	下條村	1
18歳:償還払い (3)	500円	朝日村、山形村	2
15 歳:通院 18 歳:入院 (2)	500円	伊那市、駒ケ根市	2
	300円	泰阜村	1
15 歳 (17)	500円	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、中野市、 大町市、飯山市、茅野市、塩 尻市、千曲市、東御市、安曇 野市、王滝村、野沢温泉村	16

* 1 18 歳以上 20 歳未満については高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の子 その他対象範囲は同年齢到達後の 3/31 まで

(12) 線鉤

- ① 算定要件を満たさない線鉤を算定していたので改めること。
- ア線鉤 (レストなし)を線鉤 (二腕 鉤レストつき)で算定していた例(返 還金事例)

(13) バー

- ① 算定要件を満たさない保持装置の 加算を算定していたので改めること。
 - ア 補強線を保持装置として保持装置の加算を算定していた例(返還金事例)

15. 歯科矯正

- (1) 顎口腔機能診断料
- ①診療録の画像診断の所見の記載が不 十分な例が認められたので適切に記載 すること。
- (2) 歯科矯正管理料
- ①歯科矯正管理料において、以下の不 適切な例が認められたので改めるこ と。
- ア 診療録の患者又はその家族に提供した文書の要点の記載が不十分な例が認められたので適切に記載する こと。
- イ 患者又はその家族に提供した文 書の計画的な歯科矯正管理の状況の 記載が画一的な例が認められたので 適切に記載すること。

16. その他

- (1) 保険外診療
- ① 保険診療から保険外診療へ移行した場合には、診療録にその旨を適切に記載すること。
- ② 保険外診療について、再診料を算 定している不適切な例が認められたの で改めること。
- ③ 保険外診療により歯冠修復を行った歯に対するメタルコアの印象採得及び支台築造を算定している不適切な例が認められた。
- ④ 保険給付外の材料等による歯冠修復及び欠損補綴は、当該治療を患者が希望した場合に限り、歯冠修復にあっては、歯冠形成(支台築造を含む。)以降、欠損補綴にあっては補綴時診断以降を保険給付外の取扱いとすること。 また、当該治療を行った場合は、診療録に自費診療への移行等や当該部位に係る保険診療が完結している旨が判るように明確に記載すること。

Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項

1. 診療報酬の請求

- (1) 届出事項
- ① 標榜診療時間に変更があったので

- 速やかに関東信越厚生局長あて変更届 を提出すること。
- ② 保険医に異動があったので速やか に関東信越厚生局長あて異動届を提出 すること。*
- ③ 勤務する保険医に届出洩れがあったので速やかに関東信越厚生局長あて 異動届を提出すること。
- (2) 院内掲示
- ① 届出している以下の施設基準を適切に院内に掲示すること。
- ア 歯科口腔リハビリテーション料 2
- イ在宅療養歯科支援診療所
- ウ歯科外来診療環境体制加算
- エ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ② 個別の算定項目の分かる明細書を発行する旨を適切に院内に掲示するこ
- (3) 保険外併用療養費
- ① 報告している保険外併用療養に係る患者からの徴収金額を適切に院内に掲示すること。
- ア 金属床による総義歯の提供に関 する事項のうち白金の徴収金額
- ② 報告していない保険外併用療養費が院内に掲示されていたので改めるこ
- ア う蝕に羅患している患者の指導 管理に関する事項*
- ③「金属床による総義歯の提供」に係る徴収金額に変更があったので速やかに関東信越厚生局長あて変更報告書を提出すること。*
- ④ 金属床による総義歯の提供に関する事項について、速やかに関東信越厚生局長あて報告書を提出すること。*
- ⑤ う蝕に罹患している患者の指導管 理に関する事項について、速やかに関 東信越厚生局長あて報告書を提出する こと。
- ⑥「う蝕に罹患している患者の指導管理」に係る徴収金額を院内に適切に掲示すること。
- (4) 一部負担金等
- ① 一部負担金の徴収状況を定期的に確認するなどにより適切に管理すること。*
- ② 未収の一部負担金の管理を適切に行うこと。
- ③ 審査支払機関で査定された診療報 酬明細書に係る一部負担金の患者等へ の返金を適切に行うこと。
- ④ 個別の算定項目の分かる明細書を発行すること。
- (5) 総論的事項
- ① 診療録に記載された診療内容と診療報酬明細書の算定項目が一致しない不適切な例が認められた。 開設・管理者は、関係書類等の照合、点検を十分に実施し適切な保険請求に努めること。